

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和6年6月20日（木）午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番 宮 崎 雅 薫 君	2 番 河 島 紀美恵 君
3 番 大 川 勝 弘 君	4 番 篠 原 峰 子 君
5 番 杉 本 憲 也 君	6 番 重 岡 秀 子 君

○出席議員 8名

議 長 中 島 弘 道 君	副議長 青 木 敬 博 君
議 員 犬 飼 このり 君	議 員 虫 明 弘 雄 君
〃 村 上 祥 平 君	〃 鈴 木 絢 子 君
〃 長 沢 正 君	〃 竹 本 力 哉 君

○説明のため出席した者 13名

副 市 長	岸 弘 美 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	石 川 秀 大 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	浜 野 義 則 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
同 教 育 指 導 課 長	森 田 ま り 君
同 幼 児 教 育 課 長	鈴 木 慎 一 君
同 生 涯 学 習 課 長	山 下 匡 弘 君
同 政 策 推 進 担 当 課 長	肥 田 耕 次 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
係 長 福 王 雅 士	主 事 高 橋 綾

○会議に付した事件

- 1 市議第2号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例

- 2 市議第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 3 市議第6号 令和6年度伊東市一般会計補正予算（第2号）歳出所管部分

○会議の経過概要

- 委員長（篠原峰子君）開会する。

-
- 委員長（篠原峰子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（篠原峰子君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

-
- 委員長（篠原峰子君）日程第1、市議第2号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- 5番（杉本憲也君）議場の説明で、今回改正を行ったとしてもすぐに対象となる事業所はないとのことではあったが、こうした施設がそもそも本市に存在しない理由としては、現行の保育制度においてニーズを全て満たしているからこういうのがないのかを確認したいのと、今後、多分保育施設の見直しを全体的にきて、恐らく公的機関がどういうことをして、民間がどういうことをするかという議論にもつながってくると思うが、そういった場面になったときには、今回改正の対象となる施設の設置もあり得るのか、その辺の見通しについて伺う。

- 幼児教育課長（鈴木慎一君）2つの質疑にお答えする。

まず、本市において今回の条例改正に該当する施設はないが、現状のニーズはどのような状況になっているかである。今回の改正は大きく2点あり、1つが小規模保育事業所の3歳以上の保育士の配置基準の改正、そして事業所内保育事業所の3歳以上の保育士の配置基準の改正、この2つが主な柱となっている。

今回の3歳以上の保育士の配置基準は、基本的には小規模保育事業所、事業所内保育事業所も、3歳未満の乳幼児を対象にしていることが原則の施設になっており、地域の実情を勘案して市のほうで判断した上で、3歳以上の保育を受け入れることができるという規定になっている。現状、1点目の小規模保育事業所は現在市内で3園あるが、こちらは現在乳幼児を対象にして、ゼロ、1、2歳を対象にしており、3歳以上対象の受皿としては、現在のところ行って

いない。事業所内保育事業所については、市が認可している施設は現状ないので、3歳以上についても同様となっている。

ニーズへの対応ということでは、地域の実情に勘案してということで言うと、現状、やはりゼロ歳児保育のニーズは高まっており、まだまだ乳幼児の保育ニーズが高まりを見せているところもあるので、これらを3歳以上の受皿として拡大していくこと自体は、なかなか今は考えにくいと考えている。

ただ、この先新たな小規模保育事業所、または事業所内保育事業所が、3歳も含めてやっていきたいという意向がもしあれば、そこはこの基準の中で考えていきたいが、現状、やはりゼロ歳、1歳、2歳の乳幼児のニーズが高まっている中で言うと、3歳以上の対象は、本市においては合致していると言われるれば、まだまだ乳幼児のほうが優先というところがある。

2点目の今後の公立と民間とのすみ分けであるが、先ほどの回答にもあるとおり、ゼロ歳を含めた乳幼児の保育ニーズの高まりはある。ただ、一方で少子化の進行もあるので、今後はゼロ、1、2歳が待機にならないような形で、民間と公立の申込み状況を見ながら、民間が定員の中でよりよい保育ができるように、そして公立は公立で年度途中からの、要は育休明けから柔軟に保育の受皿として發揮できるような形のすみ分けが今後必要になってくるかと考えている。

○5番（杉本憲也君）本市のニーズについては承知したが、現状、こういう形で満3歳児以上のニーズは十分満たされているということであるが、今後、時代も変わっていった急遽状況が変化したときに1つだけお願いしたいのは、現状、こういう形でやっていないので、それが当たり前という形ではなくて、常に最善の方法は何かということで、現状にとらわれずに最大限こういった制度を活用してやっていただきたい。

○3番（大川勝弘君）議場でも答弁があったとおり、本市に該当する施設がないということで、現状大きなトラブルはないかと思うが、この人数見直しに対して、要は保育士の数を増やさなければいけないのが現状だと思うが、ただでさえ保育士が不足しているのと、保育士の給与が安いというのが世間一般に言われている中で、その対策として同時に何か国から示されているのか。加算の見直し等もあるのか、その辺を確認させていただきたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）保育人材の確保というのは本当に課題であり、今回配置基準の見直しに伴ってクラス単位を増やさなければいけないという状況があった。公立においても、公立4園のうち2園が3歳児の中で今までの定員の、3歳で言うと20対1が今回15対1になったので、今回の条例改正とは少し違うが、それに伴ってクラス担任の保育士を増やす。本当に人が少ない中で、ハローワーク等で求人常態化している中で、公立については何とか対応しているところである。

民間も状況としては同じであるが、議員指摘の加算について、今回4月1日から国の基準が改正され、今回の改正の配置基準に経過措置は残っているが、配置基準で運用している場合の加算というものがついており、それもある、民間も基本的には新たな基準で3歳以上の保育士の配置をしているという現状がある。

ただ、加算と、一方ではそれに伴う人材の確保というところは、公立、民間共にこれからまだまだ課題であると考えている。

○6番（重岡秀子君）本市の中でもゼロ歳から2歳までのところでは小規模保育所、多分A型ではないかと思うが、3園あるという話であった。これはつくしがやっているちゅうりっぷとか、なぎさとか、あと市民病院関係かと思うが、その辺を伺いたい。

それから、これは国の内閣府令に基づく改正であるので、このように3歳児以上になるが、本市でやっているA型の小規模保育事業所の中でもいろいろな要望が出ていたり、ゼロ歳から1歳が3対1で、たしか2歳が6対1である。その辺の問題を今後検討する、現状としてフリーで対応したりいろいろしていると思うが、その辺のことも検討材料としては、本市独自ではなかったのか、その辺のことを伺いたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）まず、市内の現状である。今回の改正に絡む小規模保育事業所については、委員言われたA型が市内に3事業所ある。1つがなぎさ保育園、もう1つがちゅうりっぷ保育園、もう1つが小規模保育所えんとなっている。現状は、それぞれ定員が定めてある中で、ゼロ歳、1歳、2歳の乳幼児の受入れをしており、共にゼロ歳を中心に、乳幼児の定員の受皿として、市内での待機児童解消の一翼を担っていただいているところである。そのため、先ほどから申し上げているとおり、乳幼児の保育ニーズは高まっているので、空いたらそこに入るという形で調整しているところである。

もう一方の保育士との絡みに関することでは、ゼロ歳が3対1、1、2歳が6対1となっていて、それぞれ配置基準に伴って現在の小規模保育所も運営しているが、今回の国の改正等、それ以上に市の対応ということであるが、現在施設面積等もあるので、途中退園等があれば逆に施設のほうから一人でも多くの園児を受け入れたいという意向もあるので、退園があったら翌月から入れられるように、常に園の中でフル稼働しながら、それは配置基準の中でやっているところが現状あり、それ以上に何か市のほうでということは現在考えていないが、待機が出ないように、空いたら円滑に入所を調整して園の要望に応える、そういったところになっている。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第2号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第2、市議第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（大川勝弘君）1点確認する。議案参考書63ページ、身体拘束という形で昔から問題があったが、一方で、認知症の方等に危険が伴っている現状がある中、この改正で何が変わるのか。記録すればいいのか。撮影は利用者や家族の許可が要と思うが、何が変わるのか詳しく説明願う。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）このたびの改正での身体的拘束等に関する条文の追加は、居住系、多機能型のサービスで既に設けられていた身体的拘束に関する規定を、居宅系のサービス、例えばデイサービスや居宅介護支援に拡大するものであるもので、取扱い是不変わる。身体的拘束を実施する場合、切迫性、非代替性、一時性の3要件を必ず守った上で身体的拘束が例外的に実施できる点は全く変わっていない。

○5番（杉本憲也君）議案参考書53ページ、第4条第2項について伺う。第1項が省略されているので分かりにくいですが、ケアマネジャーの配置基準であると思う。今回、各事業所で必ず置かなければいけないケアマネジャーの数は、利用者35人に1人の割合から44人に1人と、事業者側からすれば緩和されたケースになるが、裏を返せば、ケアマネジャーの数を減らすことができる。今、ケアマネジャーの処遇がかなり厳しい状況でなかなか成り手もないが、一方で、ケアマネジャーがいないと介護事業がそもそも成り立たない中で、見方によっては、ケアマネジャーの処遇改善の必要性に反しかねないリスクもある。本市としてケアマネジャーの処遇改善や確保の必要性や対策についてどのようにお考えか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）このたびの改正は、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進めて人材を有効活用する趣旨が国からも示されている。これは本市としてというよりは全国的な話になるが、今回の改正に当たり、居宅介護支援の報酬単価がプラス改定されて

いることが1点。それから、改正内容にもあるとおり、ケアプランデータ連携システム、モニタリングにおけるテレビ電話装置等の活用とICT機器を使うことによる業務負担の軽減を推進している。

ケアプランデータ連携システムとは、今までケアプランや実績の記録などは全て紙でやり取りしており、大変非効率であったが、ICTの活用により電子的に共有することで大変時間の短縮になる。ただし、導入に当たって運用方法や機材の問題があるので、本市においても導入が推進されるよう、説明会等を進め、できる限り居宅介護支援事業者の負担軽減が図られるように努めていく。

- 5番（杉本憲也君）今回の改正で負担軽減の取組等があるが、それがあつたとしても、処遇改善では、ほかの介護職員に比べてケアマネジャーは取り残されがちである。ケアマネジャーがいなくなると本当に何も進まなくなるので、ケアマネジャーの処遇改善にスポットを当て、独自事業をぜひお願いしたい。

多くのページで改正しているが、もともと介護保険事業は、介護保険法第3条第1項で「市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。」と定めており、基本的に全国一律でのサービスや基準が求められていると考える。そうであれば、各自治体が条例を定めるのではなく、法律や政令で一元的に改正すれば足りるのではないかと思うが、そもそもなぜ介護保険事業について条例制定の必要があつたのか、根拠をお教え願う。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）このたび改正の対象となつた条例は、市に指定権限のある居宅介護支援と、介護予防も含めた地域密着型サービス、介護予防支援の運営基準に関わるものであるが、それぞれのサービスについて、厚生労働省令で定める基準に従い、もしくはそれを参酌し、市町村の条例で定めるものとされていることから、このたびの介護保険制度の改正に伴い、法にのっとって条例を改正した。

- 5番（杉本憲也君）根拠は、介護保険法に「条例で定める」という言葉があるから、大変なことをしなければならない。

権限移譲のために国はやっているが、果たして自由裁量があるのか。今回改正した中で、市の裁量が認められないものがあると思うが、市の裁量が認められる、自由に決められるものはあるのか。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）厚生労働省令に従うべき基準とされているものは、今回の改正では約8割である。具体的にどのようなところが従うべきで、どのようなところが自治体の実情に応じて参酌できたかは、主な点になるが、例えばケアマネジャーの人員基準の見直し、管理者の業務範囲の整理、身体的拘束の禁止及び記録等は、必ず省令に適合しなくてはならないとされているので、省令内容がそのまま条例になっている。

例えば新型コロナ感染症等の流行を受けて設けられた協力医療機関との連携強化、それから、運営規程の概要や人員配置の重要事項を施設に掲示しなさいという規定があるが、ウェブサイトにも掲載しなさいという規定は、地域の実情に応じて内容を参酌することができるが、例えば協力医療機関との連携強化は、本市においてもコロナ禍を経て、連携、急変時への対応は明確化する必要があると思われるので、省令と異なる内容とすることはないと判断した。また、重要事項についても、ICT化が進んでいる現在、アクセスできる手段が増えることは望ましいと思われるので、省令と同様の内容で定めた。

条例改正に当たり、市内には県の指定事業所もあるので、県にも確認したが、県も今回の改正に当たり、特段異なる内容の改正は行わなかったと確認している。

○5番（杉本憲也君）市の裁量があるものでも、やったほうがいい内容ばかりで、実質的には国が決めたものをそのまま条例に落とし込むことは、業務負担を無駄に増やしている気がする。条例の改正条文をつくるに当たり、何人の職員がどの程度の期間を要したのか、こういった改正はどの程度の頻度で行う必要があるのか伺う。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）この条例改正については、担当職員が1人で当たっている。内容の確認等は、運営基準に関わるので、事業者指導の担当などと相談しながら進め、課長である私も監督して行っている。今回の条例改正にかかった期間は、基準となる省令が令和6年1月24日に公布されたが、改正された内容の確認、それから、新旧対照表の形で示された基準省令を、今議会に上程するための改め文、条例として新旧対照表に落とし込む作業におおむね3か月、4月上旬から中旬にかけて原案ができた。例規審査委員会を経て、最終的な形となったのが5月中旬であるので、作業に4か月ほどかかっている。改正の頻度は、介護保険制度の改正が3年に1度とされているので、3年ごとに行われている。

○5番（杉本憲也君）これをやるに当たっては4か月もの期間で、職員の労力も使って、3年に1回やらなければいけないとのことで、こういうことをやるのであれば、ほとんど国のほうの法律でやってしまっていて、その時間を読み込みに使っていただき、それで各事業所に事業周知とか必要な支援を行ったほうが、よほど市民サービスに資すると思う。ここは市だけではどうにもならないことではあるが、こうしたことを国に改善要望していく必要があると思うし、ぜひとも市としても、そのような機会があったときには改善を求め、協力していただければと思うが、どうか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）指摘の点について、実際こちらでも今指摘の作業面での負担も当然あるが、事業所としても、特に市町を越えて広域的に事業を実施しているところについては、このような基準省令があまり変わらないにもかかわらず、その市町、あるいは県ごとにその基準を参照しなければならないという点で、かなり労力の負担になっているとも考えている。

そのような点については、また申し上げる機会があれば、こちらからもアクションをしていきたい。

○6番（重岡秀子君）まず、先ほどの質疑にもあった議案参考書53ページの事業者の員数の問題である。これはケアマネの配置基準であると思うが、改正前は、利用者の数が35人に1人であるが、それが44人、次ページへ行くと、電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のため情報処理システムを利用でき、かつ、事務職員を配置している場合には49人と、1人の持つ利用者の数が非常に緩和されるような印象を受けた。私は、例えば後のほうに、これまた、ケアマネではなかったら、またその辺を説明してほしいが、テレビ電話等を利用できれば訪問の回数を減らすことができるとの状況もある。担当の利用者数をこのように減らす背景は、先ほど、介護報酬の見直しのこともあったが、現実的には人員不足とか、何が背景にあるのか。また、幾ら電子機器が発達しても、ケアマネ1人の持つ人数をこのように柔軟ににしてしまうことには問題があると思うが、その辺はどうか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）あくまで国の示している趣旨になるが、こちらの改正については、ICTなどによりケアマネジメントの質は確保しつつ、業務効率化を進めて人材を有効活用する、言い換えてしまえば、確かに今の委員懸念のところもあると思うが、できる限り、今の限られたケアマネジャーの人員を活用して、より多い利用者に対応していくとの点はあろうかと思う。

このような点で、確かにきめ細かいケアマネジメントの担保はどうなのかとのところはあると思うが、ここについては、先ほども述べたが、ICT機器の活用など今の時勢に合わせた工夫でやっていくとの形になろうかと思う。

ただ、もう一つ、今回、基準としてはこのとおり示されたが、従前からケアマネジャー1人当たりの人数については、これを超えて持つことも可能となっている。そのような点も踏まえると、大きく変わるものではないとの点もあるかもしれない。具体的に何人かというところ、ケアマネジャーの基準が、ここにあるとおり、例えば従前では35人だったが、それを超えても持てる。

ただ、それを超えたときに報酬額が少し下がるということがあって、それを適用してでもいっぱい持っている方も実際にいた。特に介護保険制度ができた頃には、かなりの人数を持っていたケアマネジャーもいたと聞いている。今回その辺りの報酬についても、緩和というか、より多い人数で、そのような報酬の逡減制が適用されるようになったので、そういう点では、これも先ほど述べたが、ケアマネジャーの負担増加に対して、報酬面での見直しもされたことで、一定の処遇の改善も図られるものかとは考えている。

○6番（重岡秀子君）資料の読み取りが難しいので、もう1点聞きたい。56ページの最後に、

少なくとも1月に1回、利用者に面接することとするが、訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用して面接することができるとか、幾つかの条件で、その訪問の回数を減らしてもよい等と付け加えられている。これはケアマネジャーのほうも同様であるのか、この辺の読み取りができなかったので説明願う。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）こちらは居宅介護支援、いわゆるケアマネジメントをする事業所についての運営基準となるので、指摘のとおり、こちらはケアマネジャーが、いわゆるモニタリングのために利用者宅を訪問する頻度の規定となっている。

○**6番**（重岡秀子君）もう1点、先ほど課長からは、国が、これだけはどうしても参酌ではなく国の言うとおりのいうか、やるべき中に、今のケアマネの基準と、もう一つ、管理者の兼務の禁止があったと思う。それは69ページのほうで、指定小規模多機能型居宅介護事業者が、管理者を置くが、同一敷地内に事務所をつくる時には、ほかの介護事業の事務所を置くことができる。しかし、その同じ敷地内で管理者がいなければいけないとの規定があった。しかし、今回はそれが廃止されるものだと思う。私は、同一敷地内にある場合に限って兼務ができるとの規定は大事なのではないかと前から思っていた。なぜ同一敷地内なら許されたのかと、これは例えば、今はいろいろな事業者が事業を拡大していて、幾つもの施設を管理したりしているが、1つではなく、敷地内に幾つもあってもできるのかどうか、その辺も聞きたい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、なぜ今まで同一敷地内なら許されたのかであるが、これはあくまでも国の省令になるので、市の考えになるが、そこは承知おき願う。同一敷地内ということが今まで定められていたのは、この文の中にも、改正していない部分に、管理上支障がない場合との規定がある。要は、管理上支障がない場合に、より近い、実質的にはほぼ一体的に運営されている場合は、管理上支障がないと今まで考えられていたと捉えている。

では、なぜ今回そのような部分を取り払い、あともう一つお尋ねの件で、例えば複数の事業所を経営しているときに幾らでもできるのかとの質疑であるが、やはり事業所の運営形態は様々であり、同一敷地内でなくても、特にこれは先ほど来述べているように、今はICT化がかなり進んでいる中では、物理的に近い距離ということにこだわる必要がなくなってきたのではないかというところが1点である。

それから、幾らでも兼務できるのかであるが、これはやはり管理上支障がないとのことであるので、これはその管理者の状況によってケース・バイ・ケースとなり、実質的に判断していくことになると思う。今までも兼務規定については様々なものがあつた。やや目安になるが、やはり3事業以上兼務となると、なかなか難しいのではないかと判断が全国的にも一般的であるので、ここは管理者の業務形態、例えば介護職員も兼務しているなどといったことも含めた判断になってくるかと思う。

○**3番**（大川勝弘君）今の話であると、業務上支障がないとすると、例えば本市の介護施設とかで考えた場合、介護付有料老人ホームの中にデイサービスがあるとか、住宅型老人ホームの中に居宅型があるとか、そのような想定ができると思う。その業務上支障がないとの判断は市町村がするのか。例えばどのような例があるのかを聞きたい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）判断については、その指定権者が行うことになるので、例えば今指摘のような中で、例えば通所介護とかがあるとする。通所介護は小規模でないと県の指定になるので、この場合、通所介護の管理者がそのような兼務でよいかどうかは県の判断になる。

その上で、どのような例があるかであるが、今まで同一敷地内規定があったので、あまり大量の兼務をしているとの例はそれほどなかったもので、何とも言えないが、先ほども述べたとおり、さすがに3サービス兼務ということは難しいのではないかという判断は、結構全国的に見られる。ただ、そこは、これも先ほど述べたように、その管理者の業務形態にもよってくるから、そこは雇用状況などを見ながら判断することになってくる。そこは明確な規定がない。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**6番**（重岡秀子君）説明は非常に分かりやすく、少し問題点がすっきりしたように思うが、基本的には国の介護保険制度の改正によつての条例が制定せざるを得ないということで、ほとんど本市独自で重要なところはあまり参酌できないということも分かったので、仕方がないと思う。今、全国的に介護人材が不足しているから、それを補うように電子機器とかテレビ電話とか、そういうものをやれば訪問の回数を減らしてもいいとか、1人のケアマネの持つ利用者の人数を増やしてもいいとかという方向は、介護事業の中では大変問題ではないかと思う。やっぱり家庭訪問をすることによつてケアマネがケアサービスを組む上でも、耳の遠い、認知症を患っているような本人や家族の気持ちも十分に酌み上げることができると思うので、テレビ電話とかそういうものとは全く違った価値があると思う。あと、ケアプランを立てるのに、国では有料にしていくという一方で、これはこの改正に関係ないが、そういう方向のある中でケアマネジャーの利用人数を増やしていく、こちらでは有料にしながら、やはり丁寧さに欠けてしまう。私はケアプランの作成は家族にとってもすごく重要だし、限られた介護サービスの中で、どうしたら利用者にとって有利かということで、ケアマネがいろいろ苦労して日頃からやっているのだから、利用者の人数を増やすと、きめ細かさみたいなものはどうしても失われてしまうのではないかとということと、先ほどの管理者の兼務についても、災害とか、いろいろな事故が起きたときに、管理者がそばにいない、幾つも兼務しているということは、高齢者を預か

っている施設ではいろいろな事故が起きやすいということもあって、こういうところでも利用者へのサービスというところではマイナスというか、危険性が伴うのではないかと思う。国の基準だということであるが、私はこの条例改正には反対したいと思う。

○委員長（篠原峰子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第3号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第3、市議第6号 令和6年度伊東市一般会計補正予算(第2号)歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。

第3款民生費について質疑を行う。事項別明細書は7ページからになる。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）非常にいろいろな給付が多いので、分かりにくいと思うが、価格高騰重点支援給付金については、令和5年度に10万円と7万円の給付があった。10万円については、初めて住民税の均等割のみ課税している、非課税よりもちょっと所得の多い層を初めてやったと思う。それは今も作業中かもしれないが、紛らわしいが、それを令和5年度に受け取った方は対象にならないという確認でよいか。

○社会福祉課長（石川秀大君）委員おっしゃるとおり、令和5年度に対象になった方については、今回新たに対象になった方からは除かれる。

○6番（重岡秀子君）分かった。均等割の方に10万円というのは、昨年度の補正予算でこれも出たと思うが、今年度になってからではないかと思ったが、いつ頃から給付されていたのか。1つ気になるのは、今、たしか、年度をまたがって令和6年度までかかって均等割のみの人への10万円は給付されているということで、それをもらわなかった人で新たにその対象となる人はそんなに多くないのではないかと思うが、予算の3億1,250万円の中で、新たに均等割で給付される方はどのぐらいの予想があるのか。

○社会福祉課長（石川秀大君）令和5年度の課税状況によって給付される10万円は、3月下旬から給付を実際のところ開始している。6月30日までの申請期限で行っている。新たな給付金の均等割の部分であるが、3,000世帯ということで全体を示しているが、想定では300世帯ほどと考えている。

- **6 番**（重岡秀子君）分かった。そうすると、一緒に聞けばよかったが、3 億 1, 2 5 0 万円は、3 0 0 世帯と、それ以外に、令和 6 年に非課税になった人も対象であるが、この辺については、これもなかなか難しいが、新たに非課税になった世帯は、どれぐらいを見込んでいるのか。
- **社会福祉課長**（石川秀大君）全体で 3, 0 0 0 世帯と申し上げたが、内訳としては、2, 7 0 0 世帯が非課税世帯、3 0 0 世帯が均等割世帯と推計している。その根拠となるのが、令和 4 年に新たに非課税世帯になった世帯に対して給付した実績があり、そのときに約 2, 7 0 0 世帯だったということもある。そのときはコロナ禍だったこともあって、それが上限だろうという推計の下、今回の給付金については 2, 7 0 0 世帯と、均等割については 3 0 0 世帯程度であろうということで算定した。
- **6 番**（重岡秀子君）分かった。その辺の見込みが非常に難しい給付ではないかと思うが、基本的にこれは本人が申請しなくてはいけないのか。新たに非課税になった人と新たに均等割になった人がいるが、その辺の申請はどうなるのか、その辺をお尋ねする。
- **社会福祉課長**（石川秀大君）今回新たに対象となる方については、口座情報等は一切こちらでは把握していないので、全て確認書という形で書類等を提出していただく形を取ることになる。あと、全く分からないのが、前回の給付を行った基準日以降に転入した人がいるので、その方に対してもそういった情報をいただくために確認書等の通知をする予定である。
- **6 番**（重岡秀子君）そうすると、自分がその対象になっているかどうか分からない市民も多いと思うが、どのような広報の工夫をするのか。予想されるところにはこちらから文書を出すのか。
- **社会福祉課長**（石川秀大君）あくまで令和 6 年度の課税状況が重要になってくるので、それで選別して、ある程度想定される方について送る。転入者については分からない部分があるので、分かる範囲の中で選別して、分からない部分については申請書を送付したりということで、極力絞った形でやっていきたいと考えている。
- **6 番**（重岡秀子君）分かった。新たに対象になった人のみということで、広報も非常に難しいと思うし、今、転入者については情報がないということなので、この辺の広報をしっかりとっていただきたいと思うし、また、昨年もらった人も自分も対象になるのではないかという問合せもあるのではないか。私も最初、去年もらった人がまたもらえるのではないかと一瞬思ってしまったので、その辺の混乱もあると思うので、広報を工夫していただきたいと思う。日程的には、ほかの市町のチラシ等を見ると、7 月ぐらいからと書いてあるが、今後の事務的な日程、広報も含めてどんな見通しでやっていくのか。
- **社会福祉課長**（石川秀大君）今回議決をいただいたら速やかに実施するため、できるところは準備を進めている。今のところの想定では、早ければ 7 月下旬の振込を目指して頑張ってい

たいと考えている。広報の仕方は、広報いとう 8月号には何とか記事として載せることと、有線、FMといった媒体も使いながら広報していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）事項別明細書10ページである。先ほど広報を拡充してやっていきたいということであるが、需用費と役務費に関わってくることになる。こちらの今回の事業は全額国費で賄われるということであるが、需用費、役務費は、もともと国から財源を得るに当たっては上限額が決まっていたりということはあるのか。もう少し広報に費用を使ってもいいかと思うが、そのあたりについてはどうか。

○社会福祉課長（石川秀大君）需用費については上限があったと思うが、今回、先ほど重岡委員の話にもあったが、7万円の給付金と10万円の給付金と、併せて今回の10万円の給付金、子供加算ということで出てきて、実際のところ、現在も今までの給付金の事業が継続している中での需用費になるので、消耗品費が余ったりということもあるので、それも上手に使いながらやっていくということで、実際に精査した結果、この金額になっている。

○5番（杉本憲也君）十分に告知に必要な経費であればいいが、そうでなければ、しっかりと予算を取っていただきたいと思う。

もう一つ、委託料で、システムの導入委託料が計上されているが、こちらは委託先の選定方法、委託先はどこを予定しているのか、また、委託先に関して国から、ここにしなさいというような指針のようなものは示されているのか。

○社会福祉課長（石川秀大君）国から特に示されているものはない。実情として、こちらが執行するに当たって、前回の給付金のときもそうであったが、基幹系のシステムを扱っている業者であると、税情報であるとか、住民情報の連携がうまくいくということと、今回、対象が前回の5年度に対象となった方を省くという条件があるので、これまでと同じ株式会社SBS情報システムにお願いしたいと考えている。

○6番（重岡秀子君）生活急変みたいな、自分も対象になるのではないかみたいなのももちろん含まれているのか。

○社会福祉課長（石川秀大君）前回の家計急変のことだと思うが、今回については対象となっていない。というのも、実際に定額減税があるので、その隙間を埋めるのが今回の事業になるので、既にもらっていらっしゃる方が大半であるが、大体どこかに該当することが多いことになるので、今回の10万円の給付には、家計急変については該当しない。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第 6 号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定すること
に賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）以上をもって日程全部を終了した。

6 番 重岡委員は、市議第 3 号について少数意見を留保するか。

○6 番（重岡秀子君）留保する。

○委員長（篠原峰子君）委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

○委員長（篠原峰子君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和 6 年 6 月 2 0 日（木）午前 1 0 時 5 3 分（会議時間 5 3 分）

以上の記録を認める。

令和 6 年 6 月 2 0 日

委員長 篠 原 峰 子